

ワーク・ライフ・バランス推進企業を認定します

ワーク・ライフ・バランス 推進企業の新規認定

仕事と家庭の両立支援や男女が共に働きやすい職場づくりなど、ワーク・ライフ・バランスの推進に取り組んでいる事業所を認定しています。

4月10日に認定式を行いました。

今回認定された事業所(9社)

- ・(株)APPY
 - ・(株)イチエ
 - ・幸商事(株)
 - ・(株)東雲火山
 - ・首都高速道路サービス(株)
 - ・(株)都市未来総合研究所
 - ・萬世建設(株)
 - ・(株)メディアネットワーク
 - ・リライフメンテホールディングス(株)
- 中央区
ワーク・ライフ・バランス
推進企業
- 取り組みが評価されて認定を更新した企業や、認定企業各社の具体的な取り組みはHPで公開しています。



詳しくは区HPへ
(認定式)



ワーク・ライフ・バランス 推進企業の認定を受けませんか

区内に事業所を置く中小企業、一般社団法人、一般財団法人など

認定対象となる取り組み内容

- ・仕事と子育て・介護の両立支援に積極的に取り組んでいる
- ・従業員が働きやすい職場環境づくりに積極的に取り組んでいる
- ・従業員が地域活動などに参加しやすい環境づくりに積極的に取り組んでいる

認定を受けるメリット

- ・名刺や企業HPなどに認定ロゴマークを使用できます。
- ・企業の取り組み内容を「区のおしらせ ちゅうおう」をはじめ、HPなどで紹介します。
- ・中央区商工業融資の融資利率優遇を受けられます(別途審査あり)。
- ・区発注契約における総合評価入札の加点や優先指名などの優遇の適用を受けられます。

区HPへのバナー広告掲載料が1カ月分免除されます(12カ月の申し込みに限る)。

10月30日(必着)までに申請書を郵送、メールまたは直接届へ。

申請書、募集案内はHPでダウンロードできる他、届で配布します。

詳しくは区HPへ
(推進企業募集)



ワーク・ライフ・バランス 推進アドバイザーをご活用ください

仕事と子育て・介護の両立支援や長時間労働削減など、働きやすい職場づくりに取り組みたいまたはさらに取り組みを向上させたい事業所に、アドバイザー(経営コンサルタントや社会保険労務士など)を派遣しています。

区内に事業所を置く中小企業、一般社団法人、一般財団法人など

アドバイザーによる支援内容

- ・有給休暇取得促進や長時間労働削減のためのアドバイス
- ・男性の育児休業取得促進に向けたアドバイスなど

派遣回数

1事業所原則4回まで

12月28日(必着)までに申請書を郵送、メールまたは直接届へ。

予定数に達した場合は、募集期間内でも受け付けを終了します。

申請書、募集案内はHPでダウンロードできる他、届で配布します。

詳しくは区HPへ
(アドバイザー派遣)



共通

総務課男女共同参画係

〒104-0043

湊1-1-1

☎(5543)0651

✉soumu_03@city.chuo.lg.jp

居住サポート住宅の運営事業者を募集します

居住サポート住宅とは

高齢者や障害者など、住宅の確保に特に配慮を要する方へ、賃貸人と居住支援法人などが連携し入居中のサポートを行う住宅です。

居住サポート住宅に関する情報は、「居住サポート住宅情報提供システム」で検索できます。

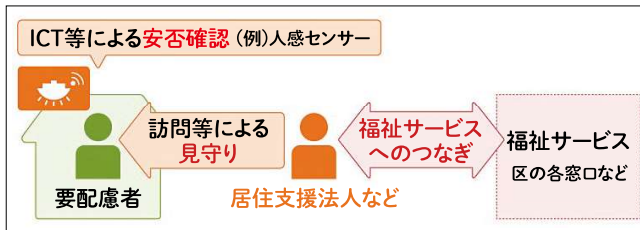
居住サポート住宅の認定基準

入居中のサポートに関する主な基準

- ・ICTなどによる安否確認
- ・訪問などによる見守り
- ・生活や心身の状況が不安定化したときの福祉サービスへのつなぎ

住宅に関する主な基準

- ・床面積(1戸当たり)：一定の規模以上であること(新築：25㎡以上、既存：18㎡以上など)
- ・構造：耐震性を有すること
- ・設備：一定の設備(台所、便所、浴室など)を設置していること



詳しくは区HPへ
(運営事業者等の募集)



詳しくは区HPへ
(制度概要と認定)



居住サポート住宅情報
提供システム



運営事業者などの募集 (家賃低廉化補助制度)

居住サポート住宅の運営事業者などに対して、家賃減額費に係る費用の一部を補助します。

補助申請者の要件

- ・区内の居住サポート住宅の賃貸人であること
- ・暴力団関係者でないこと
- ・家賃補助

月収15.8万円以下かつ、高齢者世帯または障害者を含む世帯の家賃に対し、ひと月あたり7万円を上限

とした補助を行います(総額の上限あり)。

補助開始：令和9年4月以降(予定)

募集期間

8月31日まで

届住宅課計画指導係

☎(3546)5466

サポート費用および死亡保険料の補助

居住サポート住宅における次の費用を補助します。

①入居中のサポートに係る費用

②入居者の死亡が原因で発生した損害の補償を含む保険に係る保険料

上限額

①1戸あたり月額15,000円

②1戸あたり年額 6,000円

申請および補助開始

令和9年4月(予定)

届地域福祉課福祉総合相談係

☎(6278)8059